



Information

ご案内

ARMS GYMの特徴

✓ 1日何レッスンでも受講できます

同じ日・同じトレーニングセンター内であれば、1日何度でもお好きなプログラムを受講できます！！興味のあるプログラムにどんどん参加しましょう。

✓ 相互利用可能

ARMS GYMは、契約回数内であれば、どこの施設でも利用できます！！また、系列店舗のJET KRAVMAGA全国の全てのトレーニングセンター利用可能です。（※多店舗利用料2,160円/日）

✓ 格闘技未経験でも大丈夫！！

ARMSは、男性だけではなく、女性でも気軽に格闘技に親しんでいただけるよう、様々なプログラムを用意しています。未経験でも楽しくエクササイズ感覚でトレーニングすることができます。また、上級者向けのプログラムもありますので、幅広い年代・幅広いニーズに合わせたプログラムを展開しています。

料金システムとお支払い方法

入会金・その他

会員種別	料金(税込)	備考
入会金	7,560円	初回のみ
体験料	2,160円	初回のみ

【相互利用可能施設】

※札幌中央と札幌手稲は超過料金なしで相互利用可能です。

【系列施設の利用】

※JET KRAVMAGA全国の全てのトレーニングセンター利用可能(多店舗利用料2,160円/日)

月会費

会員種別	料金(税込)	備考
月2日 (忙しい方に)	5,400円	1日あたり 2,700円
月4日 (週1日プラン)	7,560円	1日あたり 1,890円
月8日 (週2日プラン)	11,880円	1日あたり 1,485円
フリー (回数無制限)	14,580円	1番 おトク
超過・多店舗利用 (1日あたり)	2,160円	

料金システムとお支払い方法

キッズ・ユース月会費

会員種別	料金(税込)	備考
キッズ・ユース 月4回	6,480円	1日あたり 1,890円
キッズ・ユース 月8回	10,800円	1日あたり 1,485円
キッズ・ユース 親子割引 兄弟割引	-1,080円	※2人目から
超過 (1日あたり)	2,160円	

パーソナル月会費

会員種別	料金(税込)	備考
月2時間	9,720円	1時間あたり 4,860円
月4時間	18,360円	1時間あたり 4,590円
月8時間	34,560円	1時間あたり 4,320円
団体利用 他	要見積り	

お支払い方法

お支払種別	引落日・決済日	備考
金融機関口座引落 ※1 ※2	3日	都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、 信用金庫、信用組合 等
クレジットカード 自動決済	10日	      VISA・Mastercard・American Express・ Discover・Diners Club・JCB

※1 指定銀行が休業日の場合は、翌営業日のお引落となります。

※2 引落手数料150円が、お引落毎に加算されます。

スポーツ保険について

加入団体

公益財団法人 スポーツ安全協会

保障期間

加盟手続き日～翌年3月31日

※年度ごとの更新となります。

※詳細は[スポーツ安全協会のWEBサイト](#)をご覧ください。

区分と掛金

区分	掛金	コード
大人	1,850円	A1
中学生以下	800円	C

会員規約 -1

第1条（名称）

当団体は「ARMS GYM」(以下、「当団体」という)と称する。

第2条（経営・運営）

当団体の経営及び運営管理は株式会社 JAMが行う。

第3条（会員）

本規約に定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、当団体およびが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員という。

第4条（入会契約の締結）

当団体に入会しようとする者は、本規約及び利用施設等の規則を承認し、当団体と入会契約を締結しなければならない。

第5条（入会資格）

会員は、次の各項の全てに該当すること。

- (1) 会員としてふさわしい品行と社会的信用がある者。
- (2) 規約を遵守する者。
- (3) 事務局及びインストラクターの指示に従い、会員相互の調和が図ることができる者。
- (4) 健康状態が良好な者。
- (5) 会員として社会が不適当と認める事由のない者。
- (6) 反社会的団体(暴力団及び過激行動団体)に関与していない者。
- (7) その他、前各号に準ずる事由のない者。

第6条（未成年者の取り扱い）

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者は自らが会員になった場合と同様、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこと。

第7条（会員の種類・月会費）

当団体の会員は次の会員の種類のとおり、月会費を納入すること。

- | | | | |
|------|--------------------|------------|-------------|
| (1) | 月2日会員 | 1ヶ月2日まで受講 | 5,000円(税抜) |
| (2) | 月4日会員 | 1ヶ月4日まで受講 | 7,000円(税抜) |
| (3) | 月8日会員 | 1ヶ月8日まで受講 | 11,000円(税抜) |
| (4) | フリー会員 | 1ヶ月の受講上限なし | 13,500円(税抜) |
| (5) | キッズ・ユース週1会員 | 1ヶ月4回まで受講 | 6,000円(税抜) |
| (6) | キッズ・ユース週1親子会員 | 1ヶ月4回まで受講 | 5,000円(税抜) |
| (7) | キッズ・ユース週2会員 | 1ヶ月8回まで受講 | 10,000円(税抜) |
| (8) | キッズ・ユース週2親子会員 | 1ヶ月8回まで受講 | 9,000円(税抜) |
| (9) | パーソナルトレーニング | 1ヶ月2時間まで受講 | 9,000円(税抜) |
| (10) | パーソナルトレーニング | 1ヶ月4時間まで受講 | 17,000円(税抜) |
| (11) | パーソナルトレーニング | 1ヶ月8時間まで受講 | 32,000円(税抜) |
| (12) | パーソナルトレーニング(団体利用等) | | 別途見積 |

第8条（会員資格の期間）

会員資格の有効期限は、退会時まで有効とする。

第9条（入会手続き）

当団体に入会を希望する者は、次の手続きを行うこと。

- (1) 所定の入会登録フォームに必要事項を入力し、当団体に申請すること。
- (2) 当団体は入会資格の審査を行い、適当と認めた者を入会承認する。
- (3) 当団体は、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができる。また、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとする。
- (4) 入会の際に、スポーツ保険料(一般 1,850円、中学生以下 800円)を納入すること。

第10条（入会金）

当団体の入会金は7,000円(税別)とし、入会金は如何なる場合も返還しないものとする。

会員規約 -2

第11条（月会費・入会金・振替・超過受講料の支払い）

会員は利用の有無にかかわらず、月会費を退会までに当団体に納入すること。また、当団体の支払いは、次の各号に掲げる方法にものとする。

- (1) 月会費の支払いは、金融機関口座振替またはクレジットカード決済とする。（金融機関口座振替は、別途 150円の手数料が発生します。）
- (2) 銀行口座振替の場合は、当月分を当月 3日に支払い、クレジットカード決済の場合は、当月分を当月 10日に支払う。ただし、入会月と翌月の 2ヶ月分の月会費と入会金については、入会時に現金、銀行振込またはクレジットカード払いで納入すること。
- (3) 受講日数を超過して受講する場合は、超過分として、2,000円(税別)を現金またはクレジットカード払いで納入すること。

(4) 相互利用不可の系列店舗をご利用の場合は、利用料として、2,000円(税別)を現金またはクレジットカード払いで納入すること。

(5) 当月内に回数を消費できなかった場合でも、翌月以降への振替はできない。

第12条（会員種別の変更）

月会費の異なる会員種別へ変更の場合、次の手続きにより変更することができる。

- (1) 会員種別を変更について、現行の会員種別より月会費が低い種別への変更の場合、会員種別変更届を変更する月の前月 10日までに提出すること。
- (2) 会費の高い種別への変更については、現行の月会費との差額を、現金またはクレジットカード払いで納入することで当月より変更することができる。

第13条（除名）

当団体は、会員が次の各項のうち一つに該当した場合、会員資格の停止または除名することができる。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを 6ヶ月間滞納し、徴収期限の勧告に応じない場合。（尚、除名の場合の滞納金は全額利用の有無にかかわらず徴収する。）
- (2) 当団体が利用する施設等を故意にき損(効用を害する場合も含む)した場合。
- (3) 当団体の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 法令、本規約その他当団体の定める規則に違反した場合。
- (5) 当団体の名誉もしくは信頼を傷つけた場合。

- (6) 当団体の秩序を乱した場合。
- (7) 入会登録情報に偽りがあった場合。
- (8) 第5条に定める会員としての資格条件が欠けていることが判明した場合。

第14条（退会・退会手続き）

会員は本人の都合により、次の手続きにより退会することができる。

- (1) 退会する場合は、退会届と会員証を当月 10日までに提出すること。尚、11日以降の退会届は翌月末日の退会とする。
- (2) 退会届を提出した日に属する月の月会費は返還できません。
- (3) 会員の死亡・不慮の事故・これに準ずる事由の場合は、当団体と会員の親族と協議の上、退会させることができる。

第15条（休会・休会費・休会手続き）

会員は1ヶ月以上の期間、当団体を利用できない事由が生じた場合には、以下の手続きにより、休会届を提出し、当団体の承認を受けて休会することができる。また、休会手続きを行った当該月より復会するまでの期間中、1,500円(税抜)を支払うこと。

- (1) 休会する場合は、休会届を休会を希望する月の前月 10日までに提出すること。11日以降の休会届は翌々月の休会とする。
- (2) 休会届を提出した日に属する月の月会費は返還できない。

第16条（復会・復会手続き）

休会中の会員は、復会しようとする時、次の手続きにより復会することができる。

- (1) 復会する場合は、復会届を提出することにより、いつでも復会できるものとする。
- (2) 復会届は、復会する月の 10日までに提出された場合は、当月分の月会費から休会費1ヶ月分の差額、11日以降に提出された場合は、当月と翌月の 2カ月分の月会費から休会費 2カ月分の差額を、現金またはクレジットカード払いで納入すること。ただし、復会する月の前月 10日までに復会届を提出した場合は、差額の納入はないものとする。

会員規約 -3

第17条（会員資格の喪失）

会員は、死亡・除名・退会の場合、その資格を喪失する。

第18条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格は、如何なる場合にも譲渡することはできない。

第19条（名義の変更）

会員は、如何なる場合にも名義を変更することはできない。

第20条（会員証）

当団体は、会員証を交付し、会員証の記名がある者以外、使用することができない。また、会員証の譲渡・貸与等を行うことはできない。会員証を紛失した場合は、直ちに当団体へ再発行を申請すること。再発行については、手数料 2,000円（税抜）を支払うものとする。

第21条（事故責任）

会員は、自己の責任と危険負担において、当団体を利用する。また、会員の間で生じた損害・盗難等の人的・物的事故については、一切の責任を負わないものとする。ただし、当団体に故意または重大な過失があった場合はこの限りではない。さらに会員は、当団体の利用に際し、自己の責任に帰すべき事由により、当団体または第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとする。

第22条（トレーニングセンターの廃止・利用制限）

当団体は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改装・整備等の場合、経営上必要であると認められた場合、当団体はトレーニングセンターの全部または一部について、廃止または会員の利用を制限することができる。この場合、会員は、補償その他一切の請求および異議申し立てをすることができない。

第23条（休講）

当団体は、当団体の都合により、休講することができる。ただし、休講が決まった際は、速やかに会員へWEBページもしくは所定の方法で連絡する。ただし、天災地変・動力源と途絶等、事実上施設利用が不可能な場合、または、その危険が予想され

る場合は、臨時休講する場合がある。この場合は、当団体が免責されることとする。

第24条（免責）

当団体を利用中または利用するために移動しているときに生じた怪我・事故・体調不良については、当団体は一切の責任を負わないこととする。

第25条（規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項については、別途当団体が定めるものとする。

第26条（規約等の改訂）

当団体は、本規約および規約に定めのない業務上必要な事項について、改訂および変更することができる。この効力はすべての会員に及ぶものとする。

2017年11月1日 改訂

重要事項の確認

※下記の項目を必ずご確認ください。

1. 当月内に受講できる回数に達しなかった場合でも、**翌月へ振替はできません**。(※会員規約 第11条)
2. **月会費の変更(減額の場合)**または、**休会**を希望する場合、希望する月の**前月10日まで**に書面にて申請することで、翌月に適応されます。ただし、これを過ぎた場合は、翌々月からの適用となります。(※会員規約 第12条・第15条)
3. 退会を希望する場合、**希望する月の10日まで**に書面にて申請することで当月末日にて退会できます。ただし、これを過ぎた申請の場合は、翌月末日の退会となります。(※会員規約 第14条)
4. 月会費を6ヶ月間滞納した場合は退会処分とし、**滞納した月会費の支払い義務は退会後も無期限で継続**されます。(会員規約 第13条)

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

ARMS GYM(以下「当団体」)は、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

1. 個人情報の管理

当団体は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。

2. 個人情報の利用目的

お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

3. 個人情報の第三者への開示・提供の禁止

当団体は、お客さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・お客さまの同意がある場合
- ・お客さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
- ・法令に基づき開示することが必要である場合

4. 個人情報の安全対策

当団体は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

5. ご本人の照会

お客さまがご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

6. 法令、規範の遵守と見直し

当団体は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

2017年5月1日 制定

会員種別変更届

変更期日

会員種別	締切日	備考
月会費変更 (減額)	前月10日	
月会費変更 (増額)	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
休会	前月10日	
復会	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
退会	当月10日	

※1 当月10日以降のお手続きの場合は、引落やカード決済の変更が
間に合わない為、翌月も現金もしくはクレジットカードのお支払となります。

お支払方法変更届

● 変更期日

- 希望する月の前月10日まで

お支払種別	引落日・決済日	備考
銀行口座引落※	3日	都市銀行 地方銀行 ゆうちょ銀行 信用金庫 等
クレジットカード 決済	10日	VISA・Mastercard・ American Express・Discover・ Diners Club・JCB

※指定銀行が休業日の場合は、翌営業日のお引落となります。